

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年6月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300766号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400007号

## 第1 結論

昭和59年\*月から昭和61年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年\*月から昭和61年6月まで

私は、昭和61年6月まで国民年金保険料を納めていなかったが、元義母から国民年金に加入するよう勧められ、未納分であった請求期間の国民年金保険料を納めるように、まとまったお金も渡されたので、同年7月頃に自ら国民年金の加入手続きを行い、当該期間に係る国民年金保険料をまとめて納付した。国民年金保険料の納付に係る場所や、日時、方法などは忘れてしまったが、元義母から直接お金をもらって納付したことは確実に覚えているので、調査の上、国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*の前後に国民年金番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日の記録及びオンライン記録から、請求者について、昭和63年7月頃に国民年金の加入手続きが行われたと推認できるところ、当該加入手続き時点において、請求期間のうちの昭和59年\*月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできず、昭和61年7月頃に加入手続きを行ったとする請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料を納付した場所や日時、納付方法などを記憶しておらず、国民年金保険料を納付するための資金を提供してくれたとする元義母は既に亡くなっている上、請求者が請求期間当時に居住していたとするA市は、当該期間当時の国民年金加入者に係る資料は保管していない旨回答している。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索の調査結果において、請求者に国民年金番号「\*」とは別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間後の国民年金保険料を自ら毎月納付していた旨主張しているが、オンライン記録により、請求期間直後である昭和 61 年 7 月から昭和 63 年 9 月までの期間に係る 27 か月分の国民年金保険料は同年 9 月にまとめて納付されていることが確認でき、請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。